

平成 31 年度 事業計画（鹿児島支部）（案）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ○ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 <p>②効果的なレセプト点検の推進</p> <p>【資格点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 喪失後受診に対する取組み強化を図る。（事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への周知の協力、早期回収の広報および指導、保険証の適正利用の啓発） <p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率向上を図る。 ○ 第三者行為届未提出者および支払遅延の損保会社、加害者へ早期回収のため文書・電話等による催告強化を図る。 <p>【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ○ 勉強会の実施および支払基金との協議による点検員のスキルアップを図る。 <p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 <p>③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、多部位・頻回の請求割合を減らす。 <p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下

とする。

④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整および法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率向上を図る。

《KPI》

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.4%以上とする。
- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以上とする。

⑥サービス水準の向上

- 支部のお客様満足度向上プロジェクトチームを活用し、さらなるサービス水準の向上に努める。
- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

《KPI》

- サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- 現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする。

⑦限度額認定証の利用促進

- 事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。

	<p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする。 <p>⑧被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨および未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 <p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.0%以上とする。 <p>⑨オンライン資格確認の導入に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 <p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする。
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I. 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II. 加入者の健康度を高めること</p> <p>III. 医療費等の適正化</p> <p>①事業所単位での健康・医療データ提供等〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の健康づくり等の取組の質を向上させる観点から、事業所単位での健康・医療データを見える化した事業所カルテ等を提供する。 ○ 県全体の医療費の動向や健診結果等を把握するため、保険者協議会などと連携し、国民健康保険等のデータも含めた医療費・健診データ等の分析を実施する。 <p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <p>【上位目標】</p>

- 人工透析を受ける人を減らす。人口1万対10.4→9.0人
- 脳血管疾患に罹患する人を減らす。入院外受診率 66%→45%

【中位目標】

- 特定保健指導対象者の減少率を18.2%から20%にする。
- 高血圧受診勧奨域の者（Ⅰ度・Ⅱ度 健診受診者リストより）を28年度より660人減らす。
- 高血糖受診勧奨域の者（健診受診者リストより）を28年度より400人減らす。
- CKD 受診勧奨対象該当率を「2.9%から2.5%」に減少させる。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

健診全体の実施率目標 55.5% (168,420人)

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：237,452人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 53.0%（実施見込者数：125,850人）
 - ・事業者健診データ 取得率 11.0%（取得見込者数：26,120人）
- 被扶養者（受診対象者数：65,800人）
 - ・特定健康診査 実施率 25.0%（実施見込者数：16,450人）
- 健診の受診勧奨対策

<被保険者>

- ・生活習慣病予防健診未利用事業所への生活習慣病予防健診利用や事業者健診データ提供の勧奨、管理職・職員等による訪問勧奨、健診機関や市町村の健診スケジュールと連動した文書勧奨。
- ・被保険者本人へのDMによる勧奨。
- ・巡回健診体制の拡充（休日健診可能機関の拡充）。

<被扶養者>

- ・受診券未利用者への受診勧奨。（無料健診会場・オプション健診PR）
- ・巡回健診会場の拡充。（ショッピングモール等）

<その他>

- ・社労士会、労働局、医師会、他職能団体と連携した勧奨業務の実施。

- ・ 鹿児島市と共同実施している特定健診得トククーポン事業の継続。
- ・ 健康宣言事業所と協力連携した被扶養者への受診動機づけ策の実施。

《KPI》

- 生活習慣病予防健診実施率を 53.0%以上とする。
- 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする。
- 被扶養者の特定健診受診率を 25.0%以上とする。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導 全体目標 24.2% (実施見込者数 : 7,760 人)

○ 被保険者 (受診対象者数 : 30,698 人)

・ 特定保健指導 実施率 25.0% (実施見込者数 : 7,675 人)

(内訳) 協会保健師実施分 16.0% (実施見込者数 : 4,890 人)

アウトソーシング分 9.1% (実施見込者数 : 2,785 人)

○ 被扶養者 (受診対象者数 : 1,415 人)

・ 特定保健指導 実施率 6.0% (実施見込者数 : 85 人)

○ 保健指導の受診勧奨対策

<被保険者>

- ・ 保健指導委託の拡充。(特に離島健診機関、事業者)
- ・ 未利用事業所への利用勧奨。(受入れ困難事業所等への訪問勧奨を保健G、企画G、幹部と連携)
- ・ 健康宣言、コラボヘルスと連動した保健指導の実施。
- ・ 事業者健診データ提供依頼と合わせた特定保健指導実施スケジュール提案。
- ・ 市町村や健診機関と協力連携し行う離島事業所への健康教育、保健指導の実施。

<被扶養者>

- ・ 利用券未利用者への巡回健診会場ならびに協会支部における特定保健指導の案内の強化。
- ・ 市町村や健診機関と協力連携し、健康教育、保健指導を被保険者と合わせて実施。

<その他>

・被扶養者への健診・保健指導の周知強化が必要。イベントや宣言事業所等を通じて、健診による早期発見や早期予防の大切さを伝える広報や機会を設ける。

《KPI》

- 特定保健指導の実施率を 24.2%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,500 人
(特定保健指導実施機会を活用した面談による受診勧奨含む)
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・対象者数 100 人／年 (文書勧奨)
 - ・かかりつけ医と連携した保健指導 20 人／年
- 県、市町村、医師会等と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図ることでCKD疾患の重症化予防、将来の医療費削減を目指す。 対象者 3,000 人 受診率 9%目標

《KPI》

- 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする。

iv) コラボヘルスの推進

- 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、関係団体と連携してセミナー等を実施するとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対する支援を強化する。
- 事業所の健康づくり等の取組の質を向上させる観点から、事業所単位での健康・医療データを見える化した事業所カルテ等を提供する。(再掲)

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解度促進 (I、II、III)

- インセンティブ制度について、事業主及び加入者への更なる周知・広報を実施する。
- 事業主及び加入者等の健康リテラシーの向上を図るため、健康保険制度や健康づくりなどの情報を、広報紙・メールマガジン・ホームページなどを活用して提供する。また、関係団体と連携して、健康づくりに寄与するイベント等を実施する。
- 若年者等の健康保険制度や健康づくりに関する認識の向上を図るため、メディア等を活用した周知広報や出前授業を実施

する。

- 健康保険委員活動の担い手を確保するために委嘱拡大への取組みを実施するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体等と連携した研修会の開催や、広報誌等を通じた健康情報などの提供を実施する。

《KPI》

- 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を41.3%以上とする。

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- 県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、使用促進に向けての意見発信を行なう。
- ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを、引き続き年度内に2回実施する。
- セミナー開催やジェネリック医薬品希望シールの配布を行い、加入者等への適切な広報を行なう。
- 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び調剤薬局関係者へ使用促進の働きかけを実施する。
- 関係団体等と連携してリーフレット等を作成し、メディア等を活用した効果的な広報を実施する。

《KPI》

- 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を83.0%以上とする。

⑤地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉

i) 意見発信のための体制の確保

- 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。

ii) 医療費データ等の分析

- 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、分析の質の向上を図る。

iii) 外部への意見発信や情報提供

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ○ 地域医療体制に関する加入者等の認知度の向上を図るため、アンケートの実施および関係団体と連携したリーフレットの作成・配布を行う。また、アンケート結果を地域医療構想調整会議等に提供し、加入者へのわかりやすい広報などを要請する。 <p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする。 ■ 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①OJTを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ○ OJTを中心としつつ、効果的な研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ②事業の進捗管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 支部目標を達成するために、進捗管理の徹底を図る。また、日々の業務を通じ支部目標が達成できる組織運営を行う。 ③費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 調達における競争性を高め、一者応札案件の減少に努める。 <p>《KPI》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> ④コンプライアンスの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ⑤リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。